

秋田市プラスチックごみ分別収集
プラスチックリサイクルに関するサウンディング型市場調査
実施要領

令和 8 年 8 月
秋田市環境部環境都市推進課

1 調査の概要・目的

近年、脱炭素社会の実現、海洋プラスチックごみ問題への対応を契機として「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環促進法」）が令和4年4月に施行され、プラスチックの資源循環を促進する重要性が高まっています。

本市では、ペットボトルを除く家庭から排出されるプラスチック製容器包装廃棄物およびプラスチック使用製品廃棄物（以下、「プラスチックごみ」という。）は、他の可燃系のごみと併せて熔融処理しています。

現在、本市では、新ごみ処理施設整備に向けた検討を具体化させており、この新ごみ処理施設稼働開始時（新ごみ処理施設稼働開始は、令和17年度を目指しています。）にあわせて、プラスチックごみの分別収集を開始することとしております。

こうした趣旨を受けて、本市では、なるべく民間事業者の本市内への設備導入を促した上で、効果的で持続可能なプラスチック資源循環体制を構築するため、家庭から排出されるプラスチックごみの再商品化に向けた事業手法（容器包装ルートや大臣認定ルート）や事業スケジュール等について、リサイクルの担い手となる民間事業者の皆様のご意見を伺い、事業手法や事業スケジュール等の詳細設計に役立てるため、サウンディング型の市場調査を実施いたします。

2 調査の手法

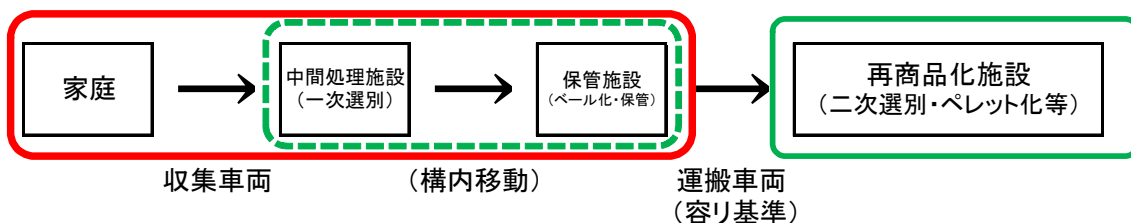
本調査では、協力いただける民間事業者から、プラスチックの再商品化に向けた手法について、個別対話にてご意見を伺います。

ご意見を伺うに当たっては、事前に提案書を提出していただきます。

3 事業イメージ

事業モデル例をイメージで示します。このモデル例に限定されません。

(1) 容器包装ルート



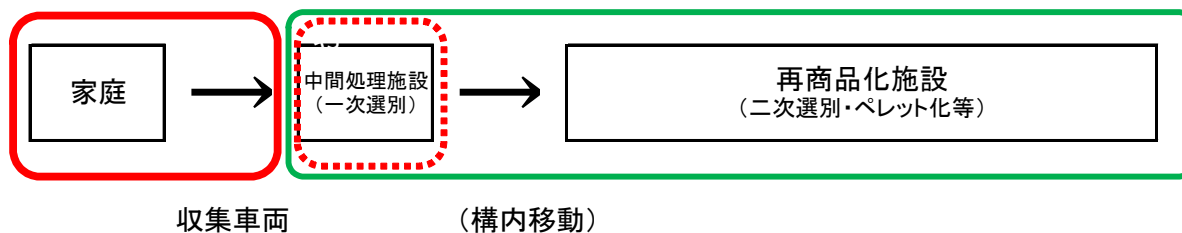
赤 線：市の領域

緑 線：民間事業者の領域（市が委託）

緑破線：市の領域であるが民間事業者に委託

(2) 大臣認定ルート

ア 圧縮・梱包施設から再商品化まで同一施設で一括して行う場合

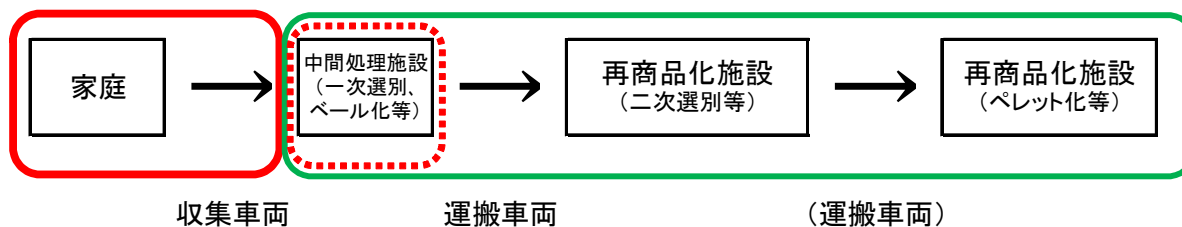


赤 線：市の領域

赤破線：本来は市の業務を民間事業者へ委託

緑 線：民間事業者の領域（市が委託）

イ 圧縮・梱包施設（保管機能あり）と再商品化の所在地を異にする施設で行う場合



赤 線：市の領域

赤破線：本来は市の業務を民間事業者へ委託

緑 線：民間事業者の領域（市が委託）

※本市は、公共が保有する施設として、プラスチックごみ向けの圧縮・梱包施設を有しておらず、民間事業者が本市内に設備投資をするなど民間活力の導入を促し、再商品化と一体化した圧縮・梱包施設の建設を呼び込むことができるか検討を進めています。

4 調査の前提条件

秋田市では、家庭ごみの組成分析調査を実施しており、この結果から、一般廃棄物のうち、秋田市が分別収集する家庭ごみの排出量に占めるプラスチックの排出量を推計しました。

その上で、中核市の一人あたりの容器包装プラスチック分別収集量の平均や国の手引きで定める容器包装プラスチックおよび製品プラスチックの割合等を参考に、本市が令和17年度にプラスチック分別収集を実施した場合のプラスチックごみ量を次のとおり推計しています。

令和17年度プラスチックごみ排出量推計結果

プラスチックごみ排出量 8,931～9,183t		
プラスチックごみ分別収集量 2,125～3,073t		家庭ごみに含まれ続けるプラスチックごみ
		除去
容リプラ 1,816～1,864t	製品プラ 174～ 1,013t	異物 135～ 196t

※秋田市人口 267,486人 令和17年度の将来推計人口（社人研推計・中位仮定、令和5年公表）

5 調査項目

- (1) 秋田市のプラスチックごみ量見込および中間処理または再商品化が可能なプラスチックごみの量

※ここでの中間処理には、圧縮・梱包施設も含みます。

- (2) 受入開始に向けた事業スケジュール

※本市では令和17年度のプラスチックごみ分別収集開始を目指しており、それに準じたスケジュールとし、必要に応じ、用地取得・規制法令対応・施設許可関係・大臣認定取得など具体的にご提案ください。

- (3) 受入場所
(4) 新たに施設を建設する場合の候補地および面積
(5) 受入条件（荷姿、搬入条件、搬入方法等）
(6) 中間処理または再商品化の工程・手法
(7) 中間処理または再商品化に要する想定費用（1トン当たり）
(8) 処理先の施設が故障した場合の受入対応
(9) グループ化による再商品化の役割分担

※その他項目について、本事業の趣旨に照らして、必要な情報については、自由にご提案ください。

6 調査対象者

(1) 以下の要件を満たす法人又は法人のグループが本調査の対象となります。

ア 容器包装ルート

プラスチックごみについても、自ら選別・保管等の中間処理が可能又はこれから実施できるよう計画している法人や法人のグループ

イ 大臣認定ルート

大臣認定ルートを活用したプラスチックごみの再商品化が可能又はこれから再商品化事業を行うことを計画している法人や法人のグループ

ウ 併用ルート

上記の容器包装ルートと大臣認定ルートに係る要件の両方を満たす法人や法人のグループ

(2) ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正・再生手続き中の者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

7 調査スケジュール

実施要領等の公表	8月24日（月）
質問の受付期限	9月7日（月）まで
質問への回答の公表	9月14日（月）
参加申込書・提案書の提出期限	9月25日（金）まで
調査実施日時および場所の連絡	10月2日（金）予定
サウンディング型市場調査の実施	10月8日（木）～14日（水） ※10日（土）～12日（月）を除く
実施結果概要の公表	令和8年12月下旬

8 質問の受付・回答

- (1) 質問書類
質問書【様式1】または任意の様式
- (2) 提出期間
令和8年8月24日（月）～9月7日（月）
- (3) 提出方法
問い合わせ先のメールアドレスあてに送付してください。
- (4) 回答
令和8年9月14日（月）に、秋田市ホームページにて公表します。

9 参加申込方法

- (1) 申込書類
サウンディング型市場調査参加申込書【様式2】
- (2) 申込期間
令和8年9月14日（月）～25日（金）
- (3) 申込方法
問い合わせ際のメールアドレスあてに送付してください。

10 提案書の提出方法

- (1) 提出書類
提案書【様式3】または任意の様式
- (2) 提出期間
令和8年9月14日（月）～25日（金）
- (3) 提出方法
問い合わせ先のメールアドレスあてに送付してください。

11 サウンディング型市場調査の実施方法

- (1) 実施期間
令和8年10月8日（木）～14日（水）予定
※原則8日（木）・14日（水）を対面での開催とし、9日（金）・13日（火）をWEB会議スタイルの開催とします。可能な限り対面での対応をお願いします。
※具体的な対話の日時は、参加申込書に記載いただいた希望日時を踏まえ、ご担当者へ連絡いたします。
- (2) 所要時間
1時間程度（内容によっては超過する場合があります）
- (3) 会場
対面開催：秋田市内会議室または秋田市役所内会議室
WEB開催：指定するソフトウェア
※実施日によって場所が変更となる可能性がありますので、決定日時と合わせてご連絡いたします。

(4) その他

ア サウンディング型市場調査は、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために、個別に行います。また、サウンディング型市場調査の実施に際して、説明のため別途必要な資料がある場合は、あらかじめ部数を指定しますので、準備をお願いします。

イ オンラインによる調査の実施も可能としますので、ご希望がございましたら、事前にご連絡ください。

12 サウンディング型市場調査結果の公表等

提案いただいた内容は、概要としてとりまとめ、令和8年12月下旬を目途に市のホームページで公表します。

また、提案者の名称および知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に提案者あてに、公表内容の確認を行います。

なお、秋田市情報公開条例に基づく公文書開示請求があった場合は、提案者に事前連絡の上、条例に定める範囲において、公開する場合があります。

13 留意事項

(1) 本調査への参加および調査内容の取扱い

ア 本調査への参加実績は、民間活力を導入した事業化の際の応募条件および評価対象になるものではありません。

イ 本市および提案者ともに、本調査での提案内容（個別対話時の発言内容を含む）は、その時点での想定によるものとし、提案いただいた事業の実施等について何ら約束するものではありません。

ウ 提案いただいた事業を主旨とする事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本調査の提案者による事業実施を約束するものではありません。

(2) 費用等

ア 本調査の参加に要する費用は、提案者の負担とします。本市による費用の徴収または対価の支払いはありません。

イ 本事業によるサウンディング型市場調査については、運営の一部を秋田市が事業者へ業務委託しており、調査時に当該事業者からの連絡等を実施する予定です。

(3) 追加調査等へのご協力

必要に応じ、追加対話（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り協力をお願いします。

14 問い合わせ先

秋田市 環境部 環境都市推進課 計画担当 佐藤、渡邊、山田
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
電話 018-888-5706
メール ro-evcp@city.akita.lg.jp